

第2回鳥取県地域自立支援協議会 11.24

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋です。皆さん、こちらの音声と画像いかがでしょうか、届いてますでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、定刻10時を過ぎましたので、ただいまより令和5年度鳥取県地域自立支援協議会の第2回の本会を開会させていただきますと思います。それでは開会に先立ちまして、障がい福祉課長の中野より御挨拶申し上げます。

(中野課長) はい。皆さんおはようございます。鳥取県障がい福祉課長の中野です。本日はお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。本会は今年度の2回目の自立支援協議会の総会ということになります。中身としては、現在、改定作業している障がい者プラン、こちらについて数値目標の部分、前回御議論いただきました。こちらについて、これでいきたいという事務局の案を作成してますので協議をいただければと思っています。そのほか、障がい者プランの中身自体にも、もし、御意見などあればいただきまして、今日であらかた議論をまとめて、諸手続のほうに進めたらなと思っています。

また、それ以外にも地域課題というのは、やはり山積をしておりますので、引き続き、どういうふうにやっていけばいいかというところを突っ込んで議論していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(中嶋課長補佐) 本日の議題につきましては、次第に記載のとおり報告事項と議事にそって進めさせていただきますと思います。それでは議事のほうに移りたいと思いますが、まず、その前に、この自立支援協議会、8月の18日で委員の改選のほうが行なわれました。新体制になりましたので、まずはその御紹介のほう簡単にさせていただきますと思います。資料の1のほう、御覧いただけたらと思います。今回、光岡委員と中井委員のほうが任期ということで退任をされまして、新たに、倉吉市障がい者地域生活支援センターの今西委員、また、障害者生活支援センターすてっぷの椿委員に、新たに就任のほういただいております。そのほかの委員の皆様につきましては、引き続き御就任いただいております。

また、座長につきましては、このたびから廣江委員のほうに、副座長につきましては、乾委員にお願い、御就任のほういただいております。また、各専門部会の部会長につきましては、こちらの表の中に二重丸をしていますが、相談支援体制部会につきましては河本委員、就労支援部会につきましては尾崎委員、地域移行部会につきましては保木本委員、権利擁護部会は植村委員、医ケア部会は長谷川委員、それぞれ部会長に就任のほういただいております。また、各委員の皆様は部会の所属につきましては、こちら側の表に記載のとおりとなっております。今後、この体制で協議会の議論などを進めていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうに移りたいと思います。以後の進行につきましては、廣江座長のほうにお願いできたらと思います。廣江座長、よろしく願いします。

(廣江座長) はい。皆様おはようございます。座長を仰せつかりました。非常に課題が山積している中で、皆様の英知を結集して、鳥取県の障がい者支援の質の向上及び資源の充実などを進めていきたいと思っております。県そして市町村と協力しながら推進していきたいというふうに思っておりますので、また、皆様の御協力をよろしく願いいたします。では、早速ですが、議

事の進行に入りたいと思います。まず、資料の1～7まで次第のほうに記載がございますが、皆様お手元に資料が御用意いただけてますでしょうか。では、まず、報告事項としまして、専門部会の実施状況の報告について、資料の2をお手元に御用意いただければと思います。画面共有も既にされておりますので、画面もしくはお手元を見ながら御拝聴いただければと思います。では、中嶋さん、報告のほうお願いします。

（中嶋課長補佐） はい。障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら、前回7月7日以降に開催されました専門部会の報告について、各部長様からの報告のほうしていただきます。まず、相談支援体制部会について、河本部長よりお願いします。

（河本委員） はい。中部支援センターの河本です。よろしくお願いします。では、相談支援体制部会7月の19日に1回目、行なっています。報告させていただきます。議事としては、相談支援専門員の質の向上策及び確保策ということでお話をしています。その中では、今、鳥取県のほうで障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業というものを実施していただいています。これが次年度にも予算化していただけるというところで、相談支援専門員の配置の充実というところを目的としています。その中で、やはり事業所の中には兼務をされるところもあるというところで、補助対象のその辺りもう少し明確に検討していく必要があるというようなお話をしています。

2点目については、相談支援の質の向上というところで、東部圏域、鳥取市の基幹センターの状況について確認しています。各圏域によってそれぞれ相談支援の質の向上の取組というところ、いろいろ取り組まれてましたので、参考にしながら、自分たちの圏域でもどういふふうに取り組むかっていう辺りを検討しました。2番目が主任相談支援専門員のネットワークというところでお話をしています。県内に主任相談支援専門員さんいらっしゃいまして、これも各東中西の圏域では情報共有、意見交換する機会を持っていることが分かりましたが、県内全域の意見交換をする機会がないというところがありましたので、10月16日に基幹相談支援センターの連絡会の場を使いまして、県内の主任相談支援専門員さんにも参加していただき、ネットワークの体制を構築しました。年に3回程度実施する予定としています。

主には、圏域で取り組まれている課題についての共有であるとか、地域課題についてどういふふうで解決していくかって辺り、皆さんのほうから御意見いただくような会にできたらなと思っています。3番目は各市町の地域生活支援拠点の状況について意見交換も行っています。地域生活支援拠点については、鳥取県内の各市町の設置の状況を確認しています。議論の中にはなかなか機能しているところとしていないところがあり、地域生活支援拠点の機能の標準化っていう辺りも検討していかないといけないなというところで、検証方法が出ていますので、それを基に地域生活支援拠点の機能のチェックをしていったらどうかなというようなお話も出ていますが、今のところ、各圏域の地域生活支援拠点の進捗状況まちまちですので、その辺りも含め、今後、部会のほうでどういふふうで検証していくかっていうところをお話をしています。相談支援体制部会の報告は以上になります。

（中嶋課長補佐） はい。続きまして事務局の中嶋ですけども、就労支援部会の第1回目、これ7月の25日に開催されましたが、当時の部長は退任された中井委員でございますので、こちら

につきましては、事務局のほうから報告のほうさせていただきたいと思います。第1回目、先ほども申し上げましたが、7月の25日に開催されまして、大きく3つの議事について議論をさせていただきました。1つが一般就労移行の状況及び就労移行支援事業所の状況。2つ目が就労継続支援A型事業所のスコア。3つ目が就労継続支援B型事業所の総量規制に係る評価指標について議論のほうをいただきました。まず、1つ目の一般就労移行の状況及び就労移行支援事業所の状況についてですが、これ事務局のほうから、令和4年度の一般就労移行の状況について説明のほうございました。令和4年度の実績は62名、内訳としてはA型が9、B型が32名、移行支援事業所が21名、そういった実績の報告がありました。こういったことに対しまして、委員やオブザーバーの皆様から、こうした実績だけではなくて、全国の傾向との違いですとか、要因などを分析して、具体的取組につなげていく必要があると、こういった御意見のほうございました。また、市町村がB型事業所の地域利用に当たっては、就労移行事業所も選択肢として紹介すべきである、こういった御意見もございました。

次に2つ目、就労継続支援A型事業所のスコアについて、事務局のほうから令和4年度と5年度の事業所のスコア比較と、その改善状況について説明のほうがございました。また、部会長から令和4年12月から開始をしまして、A型事業所協議会の活動状況について報告がございました。それで、委員からは、このスコア、報告、公表義務がありますが、公表していない事業所も間々見受けられるため、こうした公表義務の周知を図ることですとか、公表に当たっては、ホームページの公表だけでなく、市町村含めた地域で公表していく仕組みの検討が必要であるとかいった御意見がございました。

最後に3つ目、就労継続支援B型事業所の総量規制に係る評価指標等です。事務局のほうからB型事業所の新設、増設の計画に対して、市町村のほうからの意見書を作成いたしますが、この意見書の作成に活用するための評価指標案、評価項目ですとか、評価基準などについて案が示されました。委員やオブザーバーの皆様からは、この事務局の案に対して、かなり多数のいろいろな御意見のほうがございましたので、7月25日に開催の部会のみで終結するのではなくて、さらに、意見聴取を行う必要があると御意見がございました。これを加えまして、さらに書面による意見聴取を行うとともに、意見を踏まえた再度、評価検討、評価指標の検討することとなりました。なお、書面による意見聴取を7月の10日に実施をいたしました。次の会が、次報告にある第2回目の開催をしています。第2回目は尾崎委員のほうから報告いただきます。

(尾崎委員) はい。おはようございます。みんなの家の尾崎と申します。第2回目の就労支援部会の報告をさせていただきます。第2回目は10月6日に開催しています。議事が2つありまして、1番が継続議題として、就労継続支援B型事業所の総量規制に係る評価指標等について協議しています。第1回目の部会及び書面により聴取した意見を踏まえて、評価指標案が事務局から示されまして、これについて委員のほうから、職員の離職率の設定などの意見がありまして、今回の部会でいただいた意見を踏まえて、再度修正確認した上で、評価の指標の運用を開始するというので同意を得ました。それから、2番目が就労選択支援についてということで、今回、何が決定ということではないんですけども、令和7年度から本格実施される就労選択支援事業所について、国のほうから示されている制度や議論の進め方について。県のほうから、事務局のほう

うから説明がありました。それで、就労継続支援事業所や養護学校等の意見も、意見交換させてもらって、事業所や支援機関等が、どのような動きを取るべきかとか。アセスメント方法によるある程度の統一性を持たせるほうがいいのではないかということや、そういったことを議論していく場をつくる必要があるというような意見が出ました。以上です。

（廣江座長） はい、御報告ありがとうございました。この間、相談支援と就労の部会で部会の開催があったということでしたが、今、報告いただいた内容で何か御質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。御質問等がある場合、声をぜひ上げていただければ分かりやすいのでお願いします。では、報告事項につきましては以上とさせていただきます。続きまして、議事のほうに入っていきます。資料の3を御覧ください。鳥取県障がい者プランの改定についてという資料を御用意いただければと思います。プランの改定について何か所か黄色で示されたところなどありますので、中嶋さんのほうから、事務局のほうからまた御報告をお願いします。

（中嶋課長補佐） はい。障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら、議事の1、鳥取県障がい者プランについてということで、主にこの資料の3と、あともう1つ資料の4、こちらのほう用いまして御説明のほうさせていただきたいと思います。まず資料の3のほう御覧ください。前回7月の7日の本協議会におきまして、主に障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標について御議論等いただきました。この中で、まず、成果目標につきましては、基本的には国が示す指針に沿った目標設定ということで整理いただきましたし、もう1つ、成果目標のうち、入所施設の地域生活への移行者数、そして精神障がい者の精神病棟からの退院後の地域における平均生活日数、こちらについては別途設定方法のほう検討することということで提議のほうさせていただきました。こうした前回の議論を踏まえまして、本日は資料の3と4で提示しましたので、成果目標の設定について説明させていただきたいと思います。

また、障害者計画につきましては、先週11月の17日に、こちら別途の障害者施策推進協議会のほうで、この本資料3と別添つけております資料6に沿って御議論のほういただきまして、内容につきましてはおおむねこの内容で御了解をいただいたところでございますが、この支援について自立支援協議会においてもさらに御意見のほうがございますたら、策定の参考にさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。それでは障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標について説明のほういたします。資料のほうに支援の目標を大きく7つ、7項目あります。まず1つ目、資料の(1)ですけれども、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。こちらの国の指針によりますと、令和4年度末の施設入所者から5%削減ということで、計算すると47人になっております。前の実績から踏まえましても、総計大きく乖離したものでないので、この数値で行きたいと考えております。地域移行者数につきましては、後ほど資料4のほう用いて説明のほうさせていただきます。

次に(2)精神障がいにも対応した地域の受皿づくりについてです。1つ目の精神障がい者の精神病棟からの退院後の地域における平均生活日数につきましても、後ほど資料の4のほう用いて説明のほうさせていただきます。続きまして、在院の期間1年以上の長期在院者数、そして入院後の一定期間時点の退院率についてですが、こちらのほうにつきましても、国の指針で示す算定式、あるいは数値によって目標のほう設定させていただきたいと考えています。こちらの黄色

の目標です。続きまして（３）、地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということで、こちらにつきまして国の指針に沿っての設定としております。なお、数値目標の数値につきましては、市町村からの積み上げ部分もしてあります。これにつきましては、現在精査中の部分もございますので、今後こちらのほうの数字は加点でいく予定としています。

続きまして（４）、福祉施設から一般就労への移行についてです。こちら新たに加わったこと、また変更となったものがございまして、前回の協議会のほうでも御説明のほういただいておりますが、就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合、就労定着支援事業の利用者数、就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合、いずれにつきましても国のほうが示す算定式ですとか、割合のほう目標値として算出したいと考えています。次に（５）障がい児支援の提供体制の整備等についてですが、こちらのほう、子ども発達支援課のほうから説明のほうさせていただきます。

（石橋課長） 子ども発達支援課の石橋と申します。私のほうから障がい児福祉計画に該当する部分について御説明させていただきます。まず１つ目、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実でございますが、こちら、今回国の基本指針のほうに変更がございまして、これまで児童発達支援センターが市町村に少なくとも１か所以上、こちら圏域設置も可となっておりますが、このたびの改正におきまして、センター未設置の市町村についてもセンターと同等の機能というのを整備しなさいということが追加されております。また、これまで保育所等訪問支援を全ての市町村で使えるような体制を構築とありましたが、また、ここが書き方変わりました、全ての市町村でインクルージョンを推進する体制の構築というふうに指針のほう変わっております。以上を踏まえまして、次期計画では全ての市町村でセンターもしくは同等の体制の構築、また、インクルージョンを推進する体制の整備というのを目標にさせていただきます。

続きまして難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築です。こちら国指針のほうに変更がございまして、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保というのはそのままですけれども、ここに新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築、また、難聴児支援、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づいた計画の策定というものが基本指針に追加されております。県のほうでは、昨年度きこえない、きこえにくい子のサポートセンターに機器を設置して、中核的な拠点というのを整備しております。今回指針に追加された計画ですけれども、県のほうでは難聴児に対する手引書というのを作成しております、この中でこの基本計画の中に定めようとしているものをあらかじめ網羅されておりますので、こちらの手引に代えさせていただきますかと思ひまして、今回のプランのほうには反映させておりません。

続きまして、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、こちら国指針のほうに変更ございませんので、県計画と同じく４市３圏域の計７か所に設置というような目標にさせていただきます。続きまして、医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置ですが、こちら新しく指針のほうに都道府県に医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの設置というのが加わりましたが、こちらは昨

年度鳥取県医療的ケア児支援センターのほう設置しており、ここにコーディネーターを配置しておりますので、引き続きこちらの体制を継続するという事で1か所計画にしております。

続きまして、関係機関の協議の場の設置、こちらは各県だったり、各圏域の自立支援協議会の数を書いておりますが、現在の計画では5か所となっておりますけれども、令和2年度に岩美町のほうで独自に協議会のほう設置したということで聞いておりますので、それを加えて6か所としております。次、コーディネーターの配置市町村とコーディネーターの養成人数ですけれども、こちら引き続き次期計画でも19市町村、養成人数については205人としておりますが、前回の自立支援協議会のほうで、光岡前座長様のほうから計画の人数が適正かということをお伺いいただきましたので、その後に自立支援協議会の医ケア部会のほうと障がい児相談支援を実施しております事業所のほうにアンケートのほう取らせていただきまして、自立支援協議会の医ケア部会のほうには、コーディネーターの人数というのが今適正なのか、それとも不足しているのかといったことや、相談支援事業所のほうには今後コーディネーターの養成研修を受講することを考えているかどうかということを確認しました。現在の人数が適正かということについては回答が半々でありましたし、事業所のアンケートについては、今後受講を考えているところが3割強ということにとどまりましたので、こういった現状を踏まえまして、現在、市町村役場のほうにコーディネーターが配置されていない市町村については少なくとも1人以上、また、各市町村にある相談支援事業所に1人以上はコーディネーターがいるようにということで、今後最低でも18人は養成が必要だというふうに算出はしていただきまして、それで、合計180名が県内に必要なコーディネーターの人数ということで算出はしていただきました。

それで順調に県内でもコーディネーターの養成進んでおまして、今年度時点で、もう160人養成しておりますので、今後3年間で研修の定員等加えまして205人というふうにさせていただきます。

続きまして、障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置ですけれども、こちらにつきましては、令和4年度の児童福祉法の改正におきまして、障がい児入所施設から大人のサービスへの移行調整の責任主体というのが都道府県だったり政令市というふうになりましたので、それを踏まえまして、次期計画では移行調整の難航が予想されるケースについては、県が移行調整の責任主体として、個別のケースごとに市町村や障がい児の入所施設、成人サービス関係者等の関係機関や協議の場を設置し、それぞれが連携・協力して移行調整を行うというような目標を出させていただいております。障がい児福祉計画については以上でございます。

(中嶋課長補佐) はい。障がい福祉課の中嶋です。それでは障がい福祉計画のほうに戻りまして、(6)相談支援体制の充実・強化等についてです。これは各市町村に基幹相談支援センターを設置することが、来年度から総合支援法が改正されまして努力義務化されますが、こちらにつきましても国の指針に沿って設置のほうさせていただいております。市町村がセンターを設置する際にも支援等県としても行っていくということです。続きまして最後(7)、障害福祉サービスの質の向上させるための取組に係る体制の構築についてですが、これ今期の案の目標と同様に設定のほう、取組に係る体制構築、あるいは指導監査の結果について市町村と共有、年1回情報共

有するという事で成果目標等設定させていただきます。

続きまして、資料4のほう御覧いただけたらと思います。先ほど、後ほど説明させていただくとさせていただいておりました障がい福祉計画の素案、地域移行者数の目標設定、あとは精神に關しての平均生活日数の目標設定についてということで説明のほうさせていただきます。まず、地域移行者数の成果目標についてですが、これも前回のこの協議会におきまして2つ、まず1つが国指針による成果目標を基本とする支援を県独自で設定、これは国の定める算定式ですと、やっぱり実態乖離があるということで県独自で設定する。その設定方法につきましては、過去の実績に対して一定の伸び率を乗じるなど、現実的に達成可能な目標数値を算出ということで1,000とさせていただきます。この方針を踏まえまして、こちらの資料のほうに書かせていただいております2つの視点から検討のほう行いました。

まず1つ目ですが、これ各入所施設、県内20ございまして、まず、入所施設に対しまして、まず今年度の上半期の実績、それと現時点で地域移行に向けて具体的な調整などを行っている件数、こういったものにつきまして、アンケート調査のほう実施のほういたしました。その結果が、まず今年度の上半期地域移行した方の数が2名、具体的にはグループホームに移られたケースですが、2名いらっしゃいます。10月時点、今年の10月時点で移行に向けた具体的な何らかの調整を行っている方、数は4名でした。なお、この調査では数だけではなくて具体的な取組をしているのかいうのを伺ってはおりますが、その中で施設側は本人や家族のほうが大前提ということで、意向を伺った上でこの希望があれば対応もしているといった、そういった状況でした。こうした数値から、今年度中に、今、移行調整を行っている4名の方が、仮に半分、後に半分できたと仮定をしましても、令和5年度の実績は4名、第6期、令和3年~5年の移行実績は令和3年、4年、5年とも4名で、この3期では3か年の12名ぐらいが想定されるかなということです。

まず、次は視点の2ですが、これ直近の実績数にあたるデータの伸び率です。第5期の地域移行の実績が11名です。それで第6期は先ほど説明させていただきました大体12名ぐらいが含まれるんじゃないか、その第5期と第6期の伸び率としては単純に1.1程度です。仮にこれが第6期~7期までをこの伸び率で推移したと仮定した場合の人数でやると、12名かける1.1ということで、繰り上げて14くらいかなという数字です。こうした状況を踏まえて、今後の移行者数設定の方向性というのがこちらの四角の枠で囲った内容となります。まず、現状の施設側の対応、希望があれば対応するという、そういったスタンスでは第5期、第6期等の実績から12名程度であるというところです。

ただ、さらに移行を促進していく、実績を増やしていくためには施設側が、地域移行が可能であると判断する方ですとか、実際、希望される方に対して御本人様や家族の意思確認というのが大前提となりますが、それを前提とした上でさらに能動的に動機つけていく、いろんな選択肢とかを示しながら動機つけていくことが必要ではないかというふうに考えております。こうした取組を新たに進めていくという前提で現状の実績12名ですが、さらに1年間で3名程度、これ圏域上ですが、例えば各圏域1名ずつで3名程度を加えたものを成果目標としてはどうかかなというふうに事務局では考えております。1年間に3名ですので、3か年間で9名、令和6年度の実績見

込みが12名ですので、12名に9名を足した21名、20というところを成果報告、地域移行者数、成果目標としてどうかというふうに考えております。ちなみに前回の伸びが、前期が、第6期が12名見込みですので、伸び率としては単純に1.77ということになります。地域移行の説明につきましては以上です。続きまして精神のほうについて担当のほうから説明させていただきます。

（大庭係長） 障がい福祉課の大庭です。よろしくお願ひします。資料4の2ページ目に沿って平均生活日数について御説明いたします。資料1つ目の丸を御覧ください。精神障がい者が精神病棟から退院した後、地域における平均生活日数について前回の協議会で御意見をいただきました。御意見の内容は、平成30年度の鳥取県の平均生活日数が325日であるのに対し、令和8年度の目標値を325.3以上とするのは、実績と目標の差がないということで、より高い目標を設定すべきではないかという御指摘でした。この御意見を踏まえてその後平均生活日数について改めて国に確認しまして、その結果を2つ目の丸のところにとめております。ここですみませんが資料の訂正をお願いします。2つ目の丸の1行目の右端のほう、全病床ベースという文言があるんですけど、この全病床ベースと2行目の精神病床ベースのこの文言の位置が逆でして、1行目の全病床ベースが正しくは、精神病床ベースです。それで2行目の精神病床ベースが正しくは全病床ベースです。申し訳ありません。

では、説明を続けます。結論としては、平成30年度の県実績は325日ではなく319日とすることが適切と判明しました。詳細を御説明します。平成30年度の実績という表を御覧ください。表の中に地域平均生活日数という項目がありまして、その下に精神病床という列と全病床という列がございます。地域平均生活日数は精神障がい者が退院した後、再び入院するまでどれだけ地域で生活したかその日数の平均ですが、そのデータを取る際、再び入院する先を精神病床に限定するのか、精神病床にかかわらず全病床とするのかで結果が分かります。表の下のほうに③として325.1という数値がございますが、これが前回県実績としてお示しした数値でして、こちらは精神病床ベースですので、退院後、再入院先を精神病床に限定して地域生活日数の平均を取ったものです。一方、表の①325.3というのが、これが、国が示す目標値になるんですけど、こちらは全病床ベースですので、退院後、精神病床にかかわらず、どこかしらの病床に再入院するまでの平均日数を取ったものです。

なお、こちらの目標値ですが、全国の上位10%の都道府県が達成している値とされるそうで、47都道府県の10%に入るのが上位4つの都道府県ですので、そのうち一番値が小さい県、今回でいう滋賀県の325.3が目標値の基になっているようです。それで国の示す目標が全病床ベースであることから、全病床の列の鳥取県の欄を見ますと、②のとおり319日となります。それでこのことについて厚労省に確認したところ、やはり県実績としては3の数値よりも目標値と同じ全病床ベースの②の数値のほうが適切だと思いますということでした。以上を踏まえて県実績を全病床ベースで見ることにして、改めて県実績を整理しますと、一番下の表のようになります。それで平成30年度は319で目標値の325.3には届いておりません。また、平成27年度～平成31年度の5年平均を取っても319.1という結果で、こちらも同様に325.3には達しておりません。この状況を踏まえて当課としては、現時点では目標値の考え方を修正せずに引き続き当該目標の達成に向けて取り組みを進めたいと考えております。以上です。

(中島課長補佐) はい、引き続きまして、障がい福祉課の中島です。引き続きまして障がい者プラン障がい者計画の改定内容について簡単に説明のほうさせていただきます。資料3の7ページ(4)分野別施策の基本的方向に関する主な改正の内容というところを御覧ください。全部で項目は10ありますが、簡単に代表的なものについて説明のほうさせていただきます。まず、項目の1、生活支援についてです。(3)障がい児支援の充実ということで、障がい児入所施設からの円滑な移行調整スキームにつきましては、児童福祉法が改正されまして県が主導となって協議の場を設置、支援体制の構築をしていくということになりましたが、それについて検討していくということ。また、令和3年度に設置したサポートセンターききを中心とした難聴児の相談支援など、きこえない・きこえにくい子どもたちへの切れ目のない支援体制を構築していくということについて(2)のところになります。

また、(4)重度障がい児者、強度高度障がい児者、医療的ケア児者の支援強化についてです。こちらにつきましては、今回新たに項目立てをしたものになりますが、重度の障がい児者が希望する形で安心して生活ができるような支援を行っていく、そういうことについて盛り込んでおります。また、強度行動障がい児者につきましては、受皿確保のための取組です。続いて適切なサービス利用につなげるための体験利用に対する支援、また、在宅の強度行動障がい者が安定的なサービス提供、サービス利用ができるように市町村や相談支援事業所など、関係者が支援体制を構築していくことなどについて盛り込んでおります。次に医療的ケア児者への支援ですが、保護者の経済的負担の軽減をするための看護師派遣の経費を支援、あと、令和4年度に開設した医療的ケア児等支援センターを中心とした相談支援体制の構築ですとか、医療機関等の連携などによる地域生活の支援の実施などについて盛り込んでおります。

続きまして項目2つ目、保健・医療です。(2)精神保健・医療の提供ということで、こちら令和2年度～4年度まで東部圏域のほうで、今、先行して実施しておりました地域移行を目指す精神障がい者に対する多職種・多機関が連携して支援する取組について全県的に展開実施していくことについて変更しています。次に項目の3、安全・安心についてです。(1)防災対策の推進、感染症等への備えということで、これ令和3年度の災害対策というところが改正されまして、避難行動要支援者の個別避難計画策定が努力義務化されたことを踏まえまして、市町村が行う個別避難計画の策定への支援、また、医療的ケアが必要な方の避難に係る対応力向上ということで、医療的ケアが必要な方の避難は、通常の避難と比べて時間的な面ですとか、医療機器の移動とか、特別に配慮するような場合が多くございますので、具体的には市町村のほうが行いますが、市町村が実施するこうした医療的ケアが必要な方を対象とした避難訓練に対して、県として必要な助言など市町村がやっていく、それによって対応力の向上に努めて、支援の向上を図っていくことについて記載をしております。

続きまして4番、情報アクセシビリティ向上・コミュニケーション支援の充実ということで、ICT相談窓口を中心としたICT機器利用等に関する相談支援体制の充実、また、情報支援機器等を活用して情報アクセシビリティの向上として方針に盛り込むと、また5番(5)手話言語条例に基づく施策の展開ということで、手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等の取組を通じて広く手話言語に関する情報発信を行うというものです。続きまして、飛んで6番の雇用・

就業等のうち、(5) 工賃向上計画に向けた取組についてですが、これ3番を御説明のほうさせていただきましたが、これまで工賃3倍計画として別途作成しておりました計画について、工賃向上計画というものに新たに改定した上でこのプランのほう一元的に盛り込むことでさせていただいております。こちらにつきましては現在別の協議会のほうで、検討会のほうで議論をしております。最終的にこの検討内容の項目について、プランのほうに盛り込んでいくようにしております。

次、7番、教育・スポーツです。(2) スポーツ等の推進ということで、これ再来年開催されます、パリパラリンピックですとか、2025 東京デフリンピック等を見据えた、県内の障がい者アスリートのトレーニングですとか、大会参加等への支援を進めていくこと。また、東京デフリンピックのさらなる普及啓発・取組を積極的に行っていくということですし、書いています。8番、文化・芸術、こちらについても先ほど工賃向上と同様ですが、現在別に障がい者アート計画というのを作成しております、そちらのほうこちらのプランのほうに一元化しています。こちらにつきましても別の検討会で現在検討しているところですので、その内容についてこちらのほうに盛り込んでしています。

続きまして9番、差別解消及び権利擁護の推進についてです。(1) 障がいを理由とする差別解消の推進ということで、これ令和6年4月1日から民間事業者への合理的配慮の取組が義務化されることに伴いまして、その理解をさらに実現するためという、進めていくため、啓発活動等をより一層推進していくということについて書いております。最後10番、あいサポート運動の推進等についてです。来年、あいサポート運動が15周年を迎えますが、これを契機としたあいサポート研修資材の刷新等による県民に対するあいサポート運動の周知広報の一層の推進を図っていくことについて記載のほう、盛り込んでおります。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進ということで、ヘルプマーク活用のため各種講習会ですとか、イベント開催時等機会を捉えてチラシを幅広く配布するなど、こちらの普及に向けた取組を進めていくということについて盛り込んでおります。簡単ですが説明のほうは以上となります。

(廣江座長) はい、障がい者プランの改定について説明をいただきました。非常に多岐にわたっておりましたので、何か委員の皆様から御質問、御意見等ぜひいただきたいと思っております。では、皆様、御質問、御意見ございますでしょうか。ございませんか。特に資料3の黄色で示された施設入所者削減見込み数、これについては前回も議論されていたと思いますが、この辺りについて、皆様この方向性でよろしいでしょうか。特に御異論がないということでもよろしいでしょうか。はい。現実に沿った形での目標値というふうには私個人的には受け止めているところです。それで大事なのはこの計画を立てていただいて、それを実際の施設側のほうが取り組む方向で動いていただくということが大事になりますので、各施設側がしっかりとDOをしていただくために、できることをしなければいけないと思っております。

周知も含め周囲の各圏域でもぜひ声かけなど、一緒になって取り組む。施設側だけで頑張れば良いという問題ではありませんので、相談等々含めて地域全体で取り組むべき課題と思っておりますので、ぜひ各圏域においても取組をしていただければと思います。

(乾副座長) 1ついいでしょうか。

(廣江座長) 乾さん。

(乾副座長) はい。鳥取県自閉症協会の乾といいます。黄色のところについては、特に数字のところ慣れてなくて、全然分からなくてこのまま協議会って進んでいくのかなと心配だったんですが、今日の説明を聞いたらよく分かりましたのでありがとうございます。これからも丁寧な説明をしていただくと、あまり数字が分からない者にも分かると思います。ありがとうございます。1つ、ちょっと違和感を感じるものがあつたので質問ですけども、この資料、これは何だ。資料7ページの(新)鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくりっていう推進条例ができていますけど、この中に援助を行う者、援助を受ける者っていう援助っていう言葉なんですけど、これ私たち支援とかっていう言葉を使うんですけど、これは何か意味の違いがあるんですか、支援と援助っていうのは。それがちょっと引っかけちゃつたのでお尋ねします。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。この用語の使用について何か意図があるかという御質問ですが、事務局いかがでしょうか。

(中嶋課長補佐) はい。障がい福祉課の中嶋です。特にこちらのほうとして何かこう違いというところまではちょっと意識のほうしてなかったのが、今、御指摘を受けましてちょっと修正していきたいと考えています。

(中野課長) 障がい福祉課長中野です。ありがとうございます。ちょっと記憶をたどってみましたんですけども、たしか支援だとそのプロというか、まさに資格を持った生活介護だったり、グループホームだったり職員っていう意味での支援者っていう形のイメージですけれども、この条例自体は家庭内で、例えばヤングケアラーとしてそういう支える側になっている家庭内援助みたいなところもかなり視野に置いているものですので、いわゆるサービスの部分的な支援よりももっと家庭内での援助とか、そういう助け合いとか、支え合いとかそういうところを包括するものなんですけども、ちょっと援助、援助者、家庭内援助みたいな形の言葉を使っているものだったと思います。ですので、条例の中でも援助受ける者、行う者という書き方になってるんですけども、要するにより広い意味っていうことですので、いわゆるこちら障がいの関係でいう支援者みたいなところも概念上は入っているという理解だと思えます。

(乾副座長) ありがとうございます。広い意味ということ、はい。

(中野課長) はい。

(乾副座長) 分かりました。

(廣江座長) はい、ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(橋本委員) すみません。米子市の橋本です。もしよろしかったらちょっと確認も込めていいでしょうか。

(廣江座長) はい、橋本さんどうぞ。

(橋本委員) はい。よろしく申し上げます。先ほどあつたこの障がい者支援プランの見直しについて、今、米子市でも取り組んでいるところなんですけれども、地域移行の人数設定、目標値の設定については理解しました。それで、これはいずれというか、各市町村のプランの数値の取りまとめの時期が来るという理解でいいんでしょうかということが1つと、それからもう1点ありまして、資料3の6ページなんですけれども、この障がい者支援プランに関わるというよりも

いわゆる障害者の権利に関する条約というところの国連勧告というのがすごい日本という国レベルでどうなんだってところが騒がれていたってところだと思うんですが、県のプランとして、これを県の計画の中にどこか取り込むってことを検討しておられるところがありますかっていうところを確認したいと思います。

ちなみに米子市では障がい者計画の頭のところの基本的な考え方のところに入れるということで今、動いているところなんですけれども、県のほうとして何かそこで動きがある、考えがあるということであればちょっとその点をお伺いしたいというふうに思います。以上です。

(廣江座長) はい、橋本さんありがとうございます。では、2点の確認ということでした。事務局のほうはいかがでしょう。

(中嶋課長補佐) 事務局中嶋です。まず、2点ございまして、1点目の地域移行者数の市町村取りまとめということでもよろしかったですか。それで、資料のほうにもちょっと書いておりますが、今回の設定、これまでの設定は県のほうが全体で数字のほう示して、便宜的に市町村に移行者数を割り振ってたというような経緯がございます。ただ、それって現実に全く即してないものでございますので、そういったところを踏まえて、今回、現実に即した、現場にも聞いた中での数値設定としております。それで、市町村との整合ですけども、こちらのほうにも書いておりますが基本的には市町村さんの判断によるかと思うんですけども、今回の国が示す令和4年度末の施設の数の6%というものではなくて、そこは独自に設定をしていただけたらよろしいかなというふうに考えております。

それで、参考までに伸び率としては前回1.7倍というようなところで一応書かせてはいただいておりますが、あくまで市町村の現実に即した数字でお願いできたらと考えております。あと、市町村と県とのその整合についてですけども、今回21名以上ということでもさせていただいております。なので、市町村の地域移行の目標数の積み上げがそのままぴったり合う必要は全くないかなと、逆に以上ということですので、市町村は市町村のほうで目標のほう設定していただいて、例えば各市町村1名としても19名ですし、例えば鳥取市とか米子市さんが1名ということはないであろうという前提ですけども、その足し合わせたものが21名以上であればよろしいかなというふうに、県としてはそういった整理で考えております。

それで、2つ目の障がい者計画のことだと思うんですけども、この権利条約の関係ですけども、県としてどういった考えでということですけども、県としてはここに今、書かせていただいている、横断的な視点というところで書かせていただいております。個別に権利条約でいろいろと指摘のほうはされておりますけども、中身的にはその県で対応というよりは国全体で対応というところも入りますので、1つ1つ盛り込んできているものではなくて、横断的にそういった視点も持つ。それで、あとは国のその動きを見ながら県としても必要な対応はこの基本取っていくと、そういった趣旨でこちらのほうは、記載のほうは盛り込んでおります。以上です。

(廣江座長) 橋本さんよろしいでしょうか。

(橋本委員) 理解しました。ありがとうございます。

(廣江座長) はい、ほかには御質問、御意見ございますでしょうか。

(植村委員) 植村です。

(廣江座長) はい、植村さんどうぞ。

(植村委員) はい。すみません。6ページのプランに総合的、横断的に反映する内容の中なんですけれども、お聞きしたいというか、一番最初の障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援というところに、一行だけ障がい者やその家族等の意見を聞きながら施策を検討するというふうには終わってるんですが、今までも一応家族さんとか、本人さんだけではなくて、本人さんだけではなくてというよりもどちらかといったら家族さんのほうのウエイトを置かれたような部分があったと思うんですけれども、これは施策を検討というのはどういう形でされるのかな、施策を今までの形からより充実した形にするには、じゃあ、どういう形を考えていらっしゃるのかなということが聞きたかったということと、あと、8ページの3の安心・安全、これも防災対策の推進、感染症等への備えというふうに書いてありまして、資料を見れば詳しくは書いてあると思うんですけど、ここの中に避難所のこととかそういうことは別に書く必要がない、今でもできてるということだったんでしょうか。

それと4番の情報のアクセシビリティの向上という中で、1番のところにICT相談窓口を中心としたICT機器利用等に関する支援体制の充実と情報支援機器等を活用したっていうのがあるんですけど、機材だけではなくてももちろん人材育成もやっていらっしゃると思いますし、相談をするというか、相談体制っていうのはやっていらっしゃるんだと思いますけれども、機器を必要とする人ばかりではないです。人を必要とする障がいのある人もたくさんおりますので、この辺についてはもう少し機器という言葉だけが、私個人的かもしれませんが、ものすごくウエイトを置かれているような気がしますのでちょっと御質問をします。

それと9ページの教育・スポーツなんですけど、スポーツ等の推進のところ、パリパラリンピックや東京デフリンピック、県内障がい者アスリートの有望選手や団体のトレーニング合宿、大会への参加等への支援を実施というのがありますが、もちろんパラリンピックやデフリンピックの有望選手というのがありますけれども、必ずしもスポーツというのは有望選手のみが支援を必要としているわけではありません。どちらかという、有望ではないけれど、地域の中でスポーツ、文化というものを一生懸命やっている人たちもたくさんおります。この辺については、ただ文章の中に書いてないだけかもしれませんが、その次も2025東京デフリンピック大会の認知度向上、普及啓発に向けた取組の実施というのがありますが、この辺については県内で暮らしているその他大勢の障がいのある人たちへの部分について、もう少し書いていただけたらうれしいなと思います。以上。

(廣江座長) はい。植村さんありがとうございます。今、御質問いただいたのは4点ということでもよろしかったかなと思いますが、プランの総合的・横断的に反映する内容というところで障がい者の自己決定の尊重及び意思決定のところ、障がい者やその家族、このかぎ括弧は誤植でしょうか。そこの意見をどうやって聞いてどうやって施策に反映するのかという点と、それから安心・安全の分野別のところですね、安心・安全のところ、情報アクセシビリティのICTのところ、そして7の教育、スポーツのところ、ここの資料、これ4つになってますが、これ6の間違いでしょうか。はい。だと思いますが、事務局から4点について回答をしていただけますでしょうか。

(中野課長) 中野です。ありがとうございます。まず1点目ですけども、この資料が見直しの概要を説明する資料ですので、あくまで概要部分しか書いてないです。要するにほかのことも本体では書いてあるので、具体的なところは本体を見ていただくのが一番正確になります。という前提の上でですが、1つ目の自己決定の尊重、意思決定の支援のところは、今回何か変えるものではありません。もともとのプラン本体の51ページに書いてあるものです。それで、この家族のかぎ括弧は誤植ですのでこちらのミスです。すみません。もともとのプランでは障がい者を必要な支援を受けながら自己の決定に基づき社会に参加する主体として捉えて、障がい者やその家族などの関係者の意見を聞きながら施策の検討、策定、実施に当たりますという当然の姿勢というか、視点をプランの中に一番最初に書いております。これについては引き続きこういう姿勢、取組を継続して行っていきますということで一番最初に書いているものです。

それで、2つ目の安全・安心のところは、これもすみません。概要部分のみを抜粋しているのでそもそもの福祉避難所ですとか、避難訓練ですとかそういったことについては本体にしっかりと記載をしております。3つ目のICTですけども、先週やった施策推進協議会でも同じような意見をいただきました。機器だけではなくて、それをお伝えする人材ですとか、あとはそもそも機器が使いつらい方っていうのもいらっしゃいますので、そこへの配慮っていうのが必要だというような御意見でした。例えばこの概要の6ページ目ですと、バリアフリーの推進と情報アクセシビリティの向上っていうところの3つ目のポツに、障がいの状況等によりICT機器を利用できない方に対する配慮っていうのも明確に書いていて機器だけではなくて、それに対応しづらい、できない方への配慮っていうのも一方で必要であるという視点は明確に今回、明記することにしました。最後の教育、スポーツのところですが、おっしゃるとおり、皆生アクアスロンなどの地元でのスポーツっていうのも大変重要なことだと思っています。それらについては本体のほうでしっかりとそういうトップアスリートだけではなくて、そもそも障がいのある方が参加するスポーツの意義というところは、既存のところできっかりと明記しておりますので、何かトップアスリートに限る趣旨ではありませんということになります。以上です。

(廣江座長) はい、今、中野課長から御説明いただきましたが、植村さんいかがでしょうか。

(植村委員) すみません。私が、資料5が何ページにまであるんでしょうか。すみません。一番基本的なところですけど。

(中野課長) 障がい福祉課長中野です。すみません。障がい福祉計画自体が100何十ページもありまして、個別のところをこれ、これってやり出すと結構時間を要してしまうので、もしよろしければ、植村さんに後で今、教えていただいたような該当箇所を本体で何ページにあるというのをお伝えして、それで、もし必要であればそこで御意見を伺うという形が一番スムーズかなと思うんですけども、ちょっと資料が細部にわたっているところに行ってしまうので、ちょっと丁寧にお伝えしたいなと思ひまして、ちょっと後でのやり取りでもよろしいでしょうか。

(植村委員) はい。それは構いませんけど、取りあえず、今日、朝、お電話もしましたけれど、資料4の中がうちは2ページしかなくて、その中にたくさんページ、資料4の30何ページと書いてあるところがあって、これってうちがメールを出し忘れていたのかなと思って、すごく大変でしたけれど、この資料5も私が持っている分は37ページまでなんですけど、37ページでいいん

ですかね。

(廣江座長) 植村さん、私の手元にある資料でもそのとおりです。資料5は37ページで、それで、この資料3に書いてある資料4というのは、資料6の間違いだと思います。資料6のほうのページ数に該当箇所がありましたので、そちらを御覧いただくということになるのかなと思います。

(植村委員) はい。分かりました。

(廣江座長) では、事務局のほうからまた後で、個別にやり取りをしていただくということで、また、メール等でそのやり取りでまた、皆さんに周知したほうが良いような内容ございましたら教えていただければと思います。では、障がい者プラン関連については以上でよろしいでしょうか。はい。ほかに御意見がないようですので、続きまして各圏域における地域課題についてに移りたいと思います。こちらは資料の7になります。こちら鳥取市から各圏域の課題が出ておりますので、それぞれ担当の方から御説明いただければと思います。また、ぜひこの場でここを検討したいというものがありましたら、そこを教えていただければと思います。では、鳥取市の課題からお願いします。

(長谷川委員) はい。鳥取市基幹相談支援センターの長谷川です。鳥取市の地域課題のところ3点上げさせていただきました。まず、1点目ですけれども、生活介護事業所の受入れの不足です。これは昨年度から鳥取市の協議会のほうでも地域課題として取り組んでおりますけれども、高校卒業を迎える方たちの生活介護の利用希望があった場合に、なかなか希望どおりの利用ができてないという現状がありまして、今回もここを上げさせていただきました。その中でも特に医療的ケア児、それから強度行動障がいのある方というのは、個別の対応が必要ということもありまして、受入先がなかなか見つかりにくい、見つかったとしても希望どおりの日数が利用できていないという現状があります。それで、地域圏域での検討状況及び検討内容というところですが、生活介護サービス受入れに関するアンケート調査を自立支援協議会として生活介護の事業所対象に本年度、実施をいたしました。それで、そこから見えてきたこととしては、やっぱり事業所としても声があるのは重々分かっているんだけど、やっぱり人員配置が難しい、それからスペースの配置が難しいので、そこを整えるためにもやっぱり質の維持というところも大事にしたいというところがあって、なかなか難しいという現状が見えてきたところです。それで、それを踏まえて相談支援部会の中の有志で現在、生活介護の検討会議も実施しております。それで、時期として生活介護が希望どおりに使える現状に変えていくためにはどんな仕組みが社会としてあればいいかということで、現在も検討中です。

それで、県の自立支援協議会での検討が必要な事項というところにも書かせていただきましたが、社会資源が不足している中での専門的な施設の整備だったり、人員配置についてというところも鳥取市だけではなくて、やっぱり県として考えていけたらなと思って書かせていただきました。

2つ目です。不登校児童の放課後等デイサービス事業所での受入れについて課題を上げました。なかなか学校のほうには行き渋りがあるけれども、放課後等デイサービス事業所には通える児童というのが地域の中におられます。そういう方たちをどう支援していくかということで、協議会

の中でも声が上がっておりました。それで、鳥取市の自立支援協議会としましては、放課後等デイサービス部会と、それから乳幼児期・学齢期部会、両方でこの課題について取り組んでいこうということで、今年度向かっております。それで、いずれにしても学校との福祉の連携というのが不可欠だということで取組を始めました。今、まずは好事例、今まで支援がうまくいったというケースを上げて、そこから見えてくる課題とかというところを取り組んでいくということで動いております。県の協議会のほうでも教育側との協力体制をどうつくっていくかというところを取り組んでいけたらと思って上げさせていただきました。

続いて3つ目の課題として上げました居宅介護サービスの人員不足です。現状のところですがけれども、人員不足から過疎地では特に利用事業所が見つかりにくい、希望があってもなかなか新規での利用だったり、移動支援の利用が難しいという現状があります。過疎地は特にバスの利用、バスの本数も減っていたり、それから店舗も減っていたりということで、非常に生活を支えるという資源が不足している状況もあります。それで、福祉有償運送についても東部の事業所は1か所で研修に職員を出す体制すら取りにくく、採算が取れないという意見も上がっておりました。それで、地域圏域での検討状況ですがけれども、居宅介護サポートネットワーク部会がありましてその中で、定期的に人材確保に向けてということで専門学校だったり、ハローワークで説明会のほうは実施しております。

ただ、慢性的な人員不足でヘルパーの退職だったり、ヘルパー事業所の閉鎖だったりというのも続いているのが現状であります。移動支援についても今後、事業所のほうから意見を聞いて検討予定です。今日の自立支援協議会でも在宅生活を支える、ここ居宅サービスと書いているんですけど、それ以外も福祉の人材不足というのは非常に進んでいるところでもありますので、そこを圏域を超えて県の自立支援協議会としても取り組んでいく必要があるかなということで上げさせていただきました。鳥取市からは以上です。

(廣江座長) はい、鳥取市さんありがとうございます。では、東部4町お願いします。

(中島委員) はい。東部4町代表いたしまして岩美町の健康福祉課の中島と申します。よろしくお願いたします。では、東部4町の地域課題について報告をさせていただきたいと思っております。東部4町では4件の地域課題、昨年度に引き続きのものが3件になりますが、上げさせていただいております。まず、1件目ですが、課題の内容といたしましては、生活介護事業所等の不足ということで、重度障がいがあり、介護の必要な方が卒業後に必要な支援を受けながら働いたり、生活したりすることのできる受入先が十分でないという声が東部所在の特別支援学校から上がっているということが現状となっております。

検討内容でございますが、鳥取市自立支援協議会医療的ケアワーキングに東部4町も参加したり、東部圏域で事業所と特別支援学校と行政を交えて意見交換を行ったりと、東部圏域全体で協議を実施しております。生活介護か就労か決めないで柔軟な対応が必要となってくるのではないかと意見がございました。継続的な検討が必要だと思われまます。検討が必要な事項といたしましては、全県的にある課題だと思われまます。協議の場が乱立してしまうと、関係者の会議負担等が大きくなってしまい、関係者間の連携も中途半端になるため、本年度より実施されます強度行動障がい児者支援ワーキンググループ等の既存の場を活用するよう課題の整理が必要だと思わ

れます。

続きまして2点目でございますが、課題の内容といたしまして、相談支援事業所及び専門員の確保ということが上げられております。これも昨年度に引き続きの課題ではありますが、現状のほうといたしましては、鳥取市内には比較的多くの相談支援事業所はありますが、それ以外の町には不足しているというのが現状でございます。また、高齢化の諸課題によりまして、事業所の廃止等が相次いでいるという現状がございます。相談支援専門員の初任者研修には一定数の参加があるようでございますが、相談員が増えている感じがしない。また、1人体制の相談支援所ではノウハウ不足により、困難事例の対応に苦慮しておりまして、相談支援部会にタイムリーに相談できないこともございますし、そもそも部会に出席できない等の困り事があるということは現状でございます。

検討内容でございますが、鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金について、周知するも専従要件に合わない等の事例もあります。また、上記補助金について自治体負担部分を複数の自治体で負担するよう求められる事例がありますが、小さな自治体では単独でなかなかコストに見合った効果を得ることが困難な状況がありまして、事業が継続されるのであれば制度自体の見直しを求めたいということで、意見が一致しております。加えて1人の相談員などの小さい事業所への随時対応可能なフォローアップ支援の必要性が指摘されております。それで、検討が必要な事項といたしまして、コーディネート機能強化事業の問題点や見直しについて検討が必要でございます。そのほか相談支援専門員の確保に向けた取組の検討、具体的には小規模事業所でも事業が継続できるような報酬体系の改定要望、または経営改善へのアドバイザー等の支援が必要ではないかということがございます。

3点目でございますが、課題の内容といたしまして基幹相談支援センターの設置ということを上げさせていただいております。現状、今、東部4町では令和5年度までに基幹相談支援センターの設置を圏域で設置することを目標に事務を今進めているところでございます。設置までの間の事業支援のフォロー体制が引き続き課題になってまいります。また、設置後も初期または人員の移動のときは、ノウハウの蓄積が十分ではないため、同様の課題が当面、継続するものではないかなということがございます。検討内容でございますが、現在、令和5年度の設置を目標にプロポーザルにて事業所の参加を受け付けております。今後事業所にプレゼンテーションを行ってもらい、審査をする予定としております。検討が必要な事項といたしまして基幹相談支援センター未設置の自治体及びそこに所在する事業所へのフォローアップの支援が必要ではないかということがございます。また、既に設置の基幹相談支援センター自体に対するフォロー体制の構築も必要ではないかなということが上げられます。

最後になりますけれども、視覚障がい者の就労の場の確保と生活の場（グループホーム等）の確保ということで、こちらは特別支援学校のほうでの課題として上げていただいたことがきっかけで、特別支援学校であんまとかマッサージ、針の資格を取得できるけれども、就職先や仕事が少ない、資格を取得しない生徒は一般就労もするけれども、その先の就職先が少ない、また、視覚障がい者に対応したグループホームが県内にほとんどなく、特に全盲の方に対応したものが少ないということが現状となっております。こちらのほう、検討内容といたしましては、東部4町障

がい者地域生活支援協議会の場でこの件について情報共有を行っております。現状ではグループホームの実物がないため、利用したい旨の相談を受けた例はありませんが、視覚障害者にだけグループホームのニーズがないというのは考えにくいので、当事者、家族はこの点に困り感を持っているのか調査の必要性を強く感じております。検討が必要な事項といたしましては視覚障害者の方への理解、啓発の促進、それから企業への周知ということは考えられるのではないかと思います。こちらからは以上でございます。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。続きまして中部、お願いします。

(河本委員) はい。中部圏域の課題2点上げています。2点とも前回の地域課題から変わりなくの2点となっています。1点目は鳥取市さんと同じように居宅介護サービスの量的不足としています。現状としては中部圏域においても居宅介護の事業所の中止や事業所の職員さんの高齢化や辞めていかれるというようなところが続いています。在宅生活に必要な部分の居宅介護のサービスを何とか確保できていますが、その他の部分は足りていませんし、やはりサービスの調整というところでなかなか調整も難しいというところになっています。相談員のほうは代わりに対応したり、臨時的にはありますが、移行支援をされている事業所の方に、同行援護については通院の介助もしていただいているというような対策を取っていますが、根本的にサービスの量が足りないというところで1点目上げています。

2点目です。これも引き続きですが、強度行動障がいなど特別な支援が必要な方が、地域で暮らせる支援体制の整備についてというところで上げています。特に強度行動障がいのある方が、皆成学園等卒業された後に、圏域の入所施設等なかなか調整が難しいというところがあります。先ほどお話にもありましたが、ここに、県行政さんのほうが指導をして調整されるというところもありますので、そちらのほう圏域の協議会としても協力していきたいと思っています。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。続きまして西部お願いします。

(橋本委員) はい。米子市の橋本です。西部圏域の課題についてお伝えします。西部圏域では4点ですね、上げております。昨年度と同様、項目としては同様のものを4点上げております。まず1つ目が強度行動障がいの方への支援について、それから2点目がグループホームの大規模化への対応など、それから3点目が相談支援専門員の確保と質の向上について、それから4点目が教育と福祉の連携についてというところでございます。ちょっと1点に絞ってお話をしたいと思うんですけども、相談支援専門員の確保と質の向上についてです。ここにつきましては、やはり今年度も相談支援専門員の方の人数っていうのは西部においても増えてはいるんですけども、サービス利用を希望される方に対して的確な対応ができていくかというところ、まだこれ十分なものではないというところがございますので、ここについては引き続き行っていく必要があるというふうに思っております。

県のコーディネート機能の強化事業補助金については、ちょっとこれ、ほかの市町村のほうでの実績は把握できてないんですけども、米子市では令和5年度で2件の実績がありまして、そういうものも活用しながら今後も行っていきたいとは思っているんですけど、特にこの事業の終期というんでしょうか、補助金の終期というようなもの見込みがもしも県の障がい福祉課さんの

ほうで持っておられるようなことがあれば、その点についてはちょっとお聞きしたいかなというふうに思っているところでございます。西部としては以上でございます。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。4か所からの御説明がありました。かなり重複している課題が出ていたように思います。多くは生活介護の利用であったりサービス、居宅介護のサービスの不足であったり、その辺りが共通した課題というふうに受け止めました。あと、教育機関との連携についても同様に各圏域で課題として持っていらっしゃるというところが出ていたと思います。あと、機関の設置についても複数の圏域から出されていたと思いますが、その辺りの問題、そしてもう1つ、相談支援専門員の確保の部分は共通した課題ではないかというふうに受け止めました。

この中で時間がもう少しありますので、これだけは今日、検討してほしいというものがありましたら、ぜひ、今の各4圏域のほうからこれはぜひということで声を上げていただきたいんですが、何か今、御報告いただいた方の中もしくはほかの委員さんからでも、これについてぜひこの場で検討してほしいというものを上げていただけますでしょうか。もしくは事務局のほうからでも構いません。これをぜひ検討したい。はい、保木本さんどうぞ。

(保木本委員) はい。すみません。東部4町の保木本です。これはっていう話だったので、個人的なちょっと感覚みたいなところの話になってしまうかも知んですけど、でもやっぱりこの課題にも載っています、この人員不足っていうところは今回その居宅介護っていうところで上がってはいるんです、相談員か、というところで上がっていますが、結構どのサービスにおいてもちょっと人員不足、こう福祉に携わる人がやっぱり減っているのかな、少ないというような感覚が何かあります。募集かけても来ないとかいう話は結構どのサービス事業所でも結構ざらに聞いたりする話なので。福祉に携わるっていう人が何かこう分母が全体的にこう下がってる、こうして社会情勢みたいな高齢化とかそういうところ、全体的なところの影響もあるかもしれないんですけど、やっぱりこの辺の人材不足っていうところについては、県の中でも何か取り組んでいたたり、事業所独自でいろんな方法を使って募集をかけたたりしているような取組も、事業所行ったときに、そんな貼り紙があつたりちょっと見たりもするんですけど、やっぱり人来ないですみたいな話も聞くので、何かここは少し県として考えていただけるといいかなと思ってお話出させてもらいました。以上です。

(廣江座長) はい、保木本さんありがとうございます。人材についてということで御提案いただきました。先ほどの報告の中でもありましたが、コーディネート事業について、もう少し柔軟運用をしてほしいというような内容の御意見もありましたが、そういった点も踏まえて県のほうではこの人材不足について把握している内容であったり、想定される事態もしくは今後検討課題として捉えている点などございましたら、少しお聞かせいただきたいんですが、実際に、新規の増えている事業所も一方では事業によってはあるかと思いますが、その辺りも含めて県のほうで何かしらお考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋です。先ほど御意見いただきました人材不足ということは相談員に限った話じゃないということで、県としても重要な課題というふうに認識をしております。その中の1つで、コーディネート強化事業の柔軟な運用っていうことで、これ昨年

度から御意見のほういただいております。現在は常勤専従のみということできせていただいております。これ、ただ郡部とかなかなか人材の少ないところで確保するには、兼務とかそういったところも柔軟にさせていただきたいということや意見がございました。それで、これちょっと確定ではないんですけども、これ各市町村の皆様にも実態とか、御意見のほう伺いまして、現在、兼務も含めたところでできるかどうかというところは検討はしているところです。

これまだちょっと現在検討中ということですので、確実に兼務が今回こちらのほうで認めれるかどうかというところまでは至ってはないんですが、そうした現場の声に応じたところでこちらのほうとしても柔軟に見直しのほうは考えていきたいと思っておりますので、こうすることによって少しでもその人材のほうは確保できるような形で進めていただけたらというふうには考えております。それと追加で。

（中野課長） はい。障がい福祉課長中野です。相談のコーディネート事業のほうは、今、中嶋が申し上げたとおり御意見いただいているので、来年度から早速、使いやすいような制度に見直す方向で中で議論しています。あとは困難事例とかで対応が難しくなったりとか、どうしていいか分かんないとかいうのも今年度つくった主任相談のネットワークを使って、横で事例共有だったり、何か参考になる情報の共有だったりっていうのはぜひしていただきたいなと思っております。なので、ただ、コーディネート事業、あくまでお金ってところですし、ほかにも多分手を入れるべきところって、視点としてはあって、例えば人を増やすだけではなくて、じゃあ、どういう案件をどこに振り分けるかっていう案件の振り分け機能だったり、あとはじゃあセルフプランとかを活用して全部が相談支援専門員が担うわけじゃなくて、セルフも使っていかとか、もうちょっと人を増やすお金をつけるだけじゃなくて、そういうどうさばくかみたいところも、もうちょっとやらないと多分慢性的な課題でずっと変わらないのかなっていうふうに思ったりするので、ちょっとそこを深堀っていく必要が相談についてあるのかなと思っております。

それでもう1個、人員不足っていうところは居宅に限らず生活介護もろもろ訪問系、入所系全部です。一方で訪デイとか就Bとかは増えたりしていて、ちょっとそこら辺のアンバランス感も県としても感じています。それで今考えているのは、もっと大きな視点で見ると、高齢、長寿とか介護の分野の福祉人材も福祉人材ですので、今後10年20年考えたときにそういうオール福祉で人材が育てて、ある程度ローテーションというか、共有できるようにしとかなないと、障がいだけとか、障がいの居宅介護だけっていう分野だけで考えていくと人材はどうやっても枯渇するのかなというふうに思っています。

それで、特に高齢者は今後減っていきますので、その分サービスのニーズとしては減っていくはずですし、そうすると人材としては障がいのほうが一定数埋まるので、そっちに回したほうがいいっていうマクロでの視点もあります。何かそういうところをしっかりと議論する必要がまずあるのかなっていう認識が1つと、あとは事業所単位で採用とか育成とかをやってもやっぱり限界があるので、一事業所の貼り紙はなかなか見られないので、そういう意味では共同で、幾つかの施設が共同で採用するとか、共同で育成するとかそういう小規模事業所の共同化モデルっていうのがあって、それはまだ鳥取県内始まってないんですけども、国のほうが予算立てをしてたりするので、ちょっとそういうのを使って幾つかの事業所がタッグを組んで採用して、タッグを組

んで研修して育成して、それを、人材をローテーションで回すみたいなことを今後やっていかなないと、体力のない事業所は全くついていけなくなるんじゃないかなというふうに思っていて、ちょっとそういう何か大きな視点と小さな視点を交えながら人材のほうは議論したいなっていうふうに思っています。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。福祉人材の不足は、これ福祉だけじゃなく、全ての業界で人材不足っていうのは言われておりますが、特にエッセンシャルワーカーと言われるような対人のところの人材というのが不足するっていうのは、非常に大きな社会的な問題と思っております。課長おっしゃったように、高齢の介護のほうの人材をどう障がいのほうにも引き込んでいっていかるところは、今後の対策としては大きなものになると思うんですが、いまだ介護保険の例えばヘルパーと障がいのヘルパーでは事業所にとっては収入に差があったりとかいうようなところでなかなか、じゃあ、障がいも見てくださいというふうには進まないような現状もあります。

あと、一方で、最近、鳥取県内で非常に大きなニュースとして、スーパーの閉鎖であったり、バス路線の削減であったりということも進んで行く社会的な現象なども、大きくこの福祉のサービスに影響を与えているという辺りも課題であろうというふうに思っております。特に福祉の有償運送などは、多分鳥取市さんから出ていますけども、西部でも同じように閉鎖をするところもありまして、ニーズを全く満たしていない現状が、多分各圏域であろうかなと思います。この辺りもやはり採算が取れないところ、どうしても出てきていますので、その辺りをどう鳥取県内で考えていくかということは、共通の課題ではないかと思えます。もう時間が限られておりますが、皆様方から少し御意見、これは言いたいというような方がいらっしゃれば、3人ぐらいお話いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市川委員) 市川です。

(廣江座長) はい。市川さんお願いします。

(市川委員) 先ほど東部の圏域のほうから、課題として出ていました視覚障がい者の雇用、就労、それから、グループホームのことについて、ちょっと限られたことにはなりますが、私のほうからも少し発言をしたいと思います。恐らく各圏域でもあまり表面には出てこないかもしれないですけど、潜在的には課題としてどこもあるんじゃないかなと思っております。それは視覚障がい者の視力の程度にももちろんよることですけど、古くはマッサージ、指圧の資格を取って開業、あるいは勤めるという道があったわけですけど、それが時代の変化とともに変わってきて、事務的な処理もパソコン等を使ったりしてやりたいという希望、あるいは一般就労をしたいという希望も出てきていますが、それに対する受皿がまずなかなかないですね、よほどでない。ハローワークでもなかなかそういう視覚障がい、殊に全く見えないという障害にとっては、ほぼない状態だなというふうに思っています。

それを補うための市町村自治体による地域支援事業での重度障がい者就労特別支援事業なんかもあるわけですが、あまり周知が行き届いていないように思いますし、これを上手に利用すれば、はっきり言えば横領だとか、あるいは一般就労でも仕事でのサポート等も工夫次第ではできるといふふうに思っていますので、ぜひこの辺りもう少し普及啓発、受入れ側の周知を徹底していた

だきたいなというふうに思っていることと、もう1つはそのグループホームです。我々としては高齢化のこともあって、高齢者のグループホームというの、いろいろ考えたりはしているところのなんですけれども、生産性世代の中でもグループホーム、視覚障がい者の利用ってまずあまりないだろうと県内では思っていますので、生産性世代あるいは高齢者世代についてのグループホームのことを今後行政のほうにお願いをしていきたいし、我々のほうとしても考えていきたいというふうに思っているところです。長くなりましたが失礼しました。

(廣江座長) はい、市川さんありがとうございます。視覚障がいの方の就労、生活の場、これも大きな課題の1つと思います。また、県のほうでも課題の1つとして今後の施策に反映させていただきたいと思います。ほかの方どなたか御意見ございますか。

(植村委員) すみません。植村です。

(廣江座長) 植村さん、はい、どうぞ。

(植村委員) はい。西部圏域のところで十分述べていただいているんですけれども、最後の教育と福祉の連携、ここをぜひお願いしたいと思います。私どもも小さいですけど作業所をしておりますし、育成会のほうでも知的障がい者相談員というのがありますが、その中でやっぱり教育委員会というのは独立したものである、なかなか難しいかもしれませんが、ともすれば障がい児者イコール全てのことを障がい者支援課関係でやっていただいたらいいじゃないかなという雰囲気が見えるときが時々あります。でも、これってトータルしたものなので、やっぱりぜひここに全部書いてくださっていますので、言うことはあまりないですけれども、やっぱりいろんな会議に出ていますし一様メンバーにはなっていないかもしれませんが、これは私の主観かもしれませんが、出ていらないときのほうが多いんですよ、ですけれども、それはぜひ出てきていただくように県のほうからも教育委員会のほうに言っていただくとか、やっぱり連携をしていかないと、障がいのある人たちの生活全般ということになると、教育委員会というか、教育というのは全然別ものではありませんので、ぜひその辺のことは検討していただけたらうれしいです。よろしくお願いします。

(廣江座長) はい、植村さんありがとうございます。各圏域でそれぞれ市町村、事務局のほうからでしょうか、手が上がっていますね。

(中野課長) はい。ありがとうございます。まず、市川さんのほうからお話いただいた件ですが、視覚障がいのある方で御高齢の方は暮らす場所ということでグループホームなど希望されまますし、盲聾の方もいらっしゃいます。一方で、若い方は働き口というところで、針・灸以外の部分というニーズもあります。また、ロービジョンですとか、片目失明ですとか、結構見え方、あとはその症状によって本当にニーズとかが様々だったりするところを本当にこの1年2年伺っています。ただ、教育、盲学校から働き口、あとは生活の場というところで多岐にわたるので、ちょっと時間をかけて議論をする必要があるなあと思っていて、ちょっと来年早々にも、そういう横断的な視覚周りのライフステージに合わせた部分で、議論を複数回に分けて議論をする場を設定したいなというふうに思っていますので、ちょっとまた視覚協であったり、ほかの団体の皆様と相談をしながら、まずその場を立ててちょっと腰を据えて議論したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いします。それで、福祉と教育については松本課長のほうからお伝え

します。

(松本子ども発達支援課長) 失礼します。子ども発達支援課長松本です。よろしくお願ひいたします。この教育と福祉の連携につきましてですが、令和3年度に前会長の光岡会長様から御要望も受けまして、令和4年度から教育と福祉の連携のための連絡会、こちらを設置して令和4年度に3回、今年度は1回開催をしながら状況についてはお話をしながら進めております。そんな中で7月21日、本年度第1回の協議会を開催いたしまして、各圏域での教育委員会との教育との連携についての状況は確認をいたしました。東部、中部につきましてはある程度改善が進んで来ているという状況でございますけれども、ちょっと西部圏域につきましては、当日御担当者の方が欠席だったもので状況が把握できておりませんでした。引き続き今年度まだ数回連絡会を開催する予定でございますので、その中で実態を把握しながら対応をしていきたいと考えております。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。今日初めて御参加いただいた方にも、一言ずつしゃべっていただこうかなと思います。自己紹介もないままスタートしてしまって申し訳ございませんでした。今西さん感想などでもかまいませんので、一言いただけますでしょうか。

(今西委員) はい。中部の中井さんが辞められてその後というか、そういう形で何かさせていただくことになりました。倉吉市にあります障がい者地域生活支援センターはっぴいというところで相談支援専門員をしております。今後こういう形で関わっていく事になりますが、よろしくお願ひします。せっかくなので1つだけ、中部の中でも、いろんなところで居宅介護について人員不足というところと、あと、人員不足もそうですが、経営が成り立たないというところが一番大きいのかな、そこで廃止になっていく事業所が多々あるというような今の現状があると思います。単価が少ないというところは、国としての見解というところもあるでしょうが、人が少ない鳥取県としてそこを支える何かしらの検討をしていただくと、すごくいいかなというふうに思うのでよろしくお願ひします。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。椿さんいかがでしょうか。

(椿委員) すみません。ステップの椿です。聞こえますでしょうか。今回から参加させていただくことになりました米子市にあります障がい者生活支援センターステップで相談支援専門員をしております。よろしくお願ひいたします。今回初めて参加させていただきまして、様々な今の県の現状ですとか、課題等改めて確認することができました。西部でも今年度から主任の先ほどお話があったかと思いますが、連絡会を開催しておりまして、3か月に1回ぐらいのペースでやってみようという話になっているところなんですけれども、今回も各圏域から地域課題ということで上がっていたと思うんですが、西部でも月1回開催の支援センター連絡会、委託の相談事業所が集まる会議があるんですけれども、そこで毎月地域課題を上げさせていただいております。議論しておるところです。

その中でも上がっていたような教育と福祉であつたりとか、居宅とか、強度行動、それから医療的ケアというところですかね、そういった地域課題というのが毎月のように出ています。ヘルパー不足などなども上がっているけれども、なかなか上げてはいるんだけど、その課題が動かないという、そういう現状があるかなというふうに思っていて、そういった課題を具体的に解決

をしていくというところがやはりそういう場がまだなくはないとは思いますが、動かないという現状をやはりどうにかしていく必要があるなというのは、これまで感じていたところです。また、この場でもそういったところが協議できるといいかなと思っております。はい。ありがとうございます。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。すみません。全員に一言ずつと思っておりましたが時間が来ております。進行の不便で申し訳ございません。もう少し各やり取りをできればよかったです。本日確認できた課題、県全体として取り上げていく必要があるもの、地域独自でまた今後も継続して検討していただくもの、それぞれまた4圏域で検討をぜひ続けていただいて、また、次回県のほうでやはり取り上げるべきというところは継続して検討していきたいと思っております。

多分事務局のほうでは常に門戸は開いていただいていると思いますので、遠慮なく県のほうに疑問などはその都度、またお伝えしていただければと思いますし、人材不足などについては課長からも出ましたような共同化とか、事業者の方がやはり考えて動かなければいけないところもあります。それで、その努力もしつつ圏域や県でそこは後押ししていくようなことがありましたらまた後で組んでいただきたいと思っております。すみません。時間少し超過しましたが、私のほうの進行は以上とさせていただきます。事務局におろします。

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋です。廣江座長、長時間にわたりありがとうございます。そうしましたら本日の会議は以上で閉会とさせていただきます。また、議事録等ができましたら皆様のほうに御確認とか共有のほうさせていただきます。また、よろしくお願ひできたらと思っております。それではこれもちまして令和5年度第2回の鳥取県地域支援協議会の全体会を終了させていただきます。皆様お忙しいところ本日はありがとうございました。

(廣江座長) ありがとうございます。